

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年6月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年6月28日から同年7月20日まで縦覧に供する。

平成22年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
綾川町	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 田岡地区	綾川町経済課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 前池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 今滝揚水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 篠池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中所用水地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 羽床大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西鷺谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業) 孫田池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 森兼池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 陶大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 川池地区	〃